



中小企業等経営強化法に基づき 固定資産税を軽減します



中小企業等経営強化法に基づき、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者が、一定の要件を満たすことで、固定資産税の特例を受けられます。

令和 7（2025）年 4 月 1 日以降に導入する設備を対象に含めたい場合は、1.5%以上の賃上げ表明が特例適用の要件となりました。

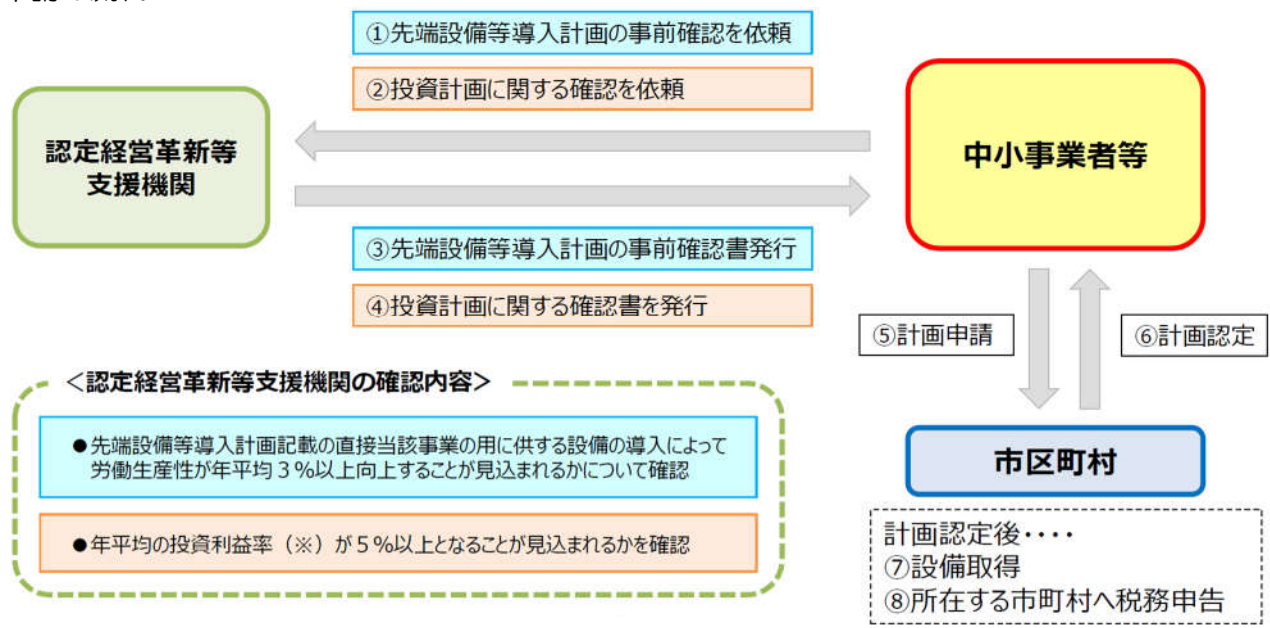
※先端設備等導入計画の認定は、**設備導入前の認定**が必要です。スケジュールに余裕を持って申請してください。

「先端設備等導入計画」の概要

- 中小企業が、設備投資を通じて労働生産性（※）の向上を実現するための計画

※＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）／（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）

- 申請の流れ



固定資産税の特例（軽減）

- 要件

以下の要件を満たす場合、市が課税する固定資産税の軽減を受けられます。

対象者	柏崎市内に所在し、資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備	雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置付けた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160 万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30 万円以上） ③ 器具備品（30 万円以上） ④ 建物附属設備（60 万円以上） ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと

●特例措置（固定資産税の軽減）

- 1.5%以上の賃上げ表明されたもの : 3 年間、課税標準を 1/2 に軽減
3%以上の賃上げ表明されたもの : 5 年間、課税標準を 1/4 に軽減

提出書類

		提出先	
		市	支援機関
A. 先端設備等導入計画			
1. 先端設備等導入計画に係る認定申請書		○	○
2. 認定経営革新等支援機関による事前確認書		○	
3. 暴力団等の排除に関する誓約書		○	
4. 市税完納証明書		○	
B. 先端設備等に係る投資計画			
1. 投資計画に関する確認書		○	
①投資計画に関する確認依頼書			○
②（別紙）基準への適合状況			○
③先端設備等導入計画に係る認定申請書			○
④その他、投資計画の計算に関する根拠資料			○
2. リース契約の場合に提出する書類			
①リース契約見積書		○	
②(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書		○	
C. 賃上げ方針を表明したことを証する書面		○	

※投資計画に関する確認書は、①～④を支援機関に提出し、作成してもらう書類です。

※C.は、従業員代表の直筆署名、又は、氏名印字の場合には押印もお願いします。

関連する支援制度

先端設備等導入計画の認定と合わせて、脱炭素化の取組を進めることで、活用可能な制度が大きく広がります。

●製造業脱炭素推進設備導入補助金・・・上限 220 万円 ・中小製造事業者の機械・装置の導入費用に対する補助金 ・主要要件：従来よりも省エネ性能が高い機械・装置の導入 再エネ電力を活用している企業が行う機械・装置の導入	
●ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金・・・上限 100 万円 ・先端設備等導入計画に基づいて、労働生産性が年 3%以上向上した場合に申請が可能 ・新卒・U 1 ターン者の採用等による助成額の上乗せあり	
●再生可能エネルギー電力調達支援の補助金・・・上限 300 万円 ・再エネ由来の電力を外部から調達している製造事業者に対する補助金 ・再エネ由来電力ゆえに加算される料金の 3/4 を補助	
●柏崎市企業振興条例に基づく固定資産税の不均一課税・・・3 年間軽減 ・機械・装置等償却資産の取得価額の合計が 2,700 万円/年を超えた場合に申請が可能 ・対象設備にかかる固定資産税を 1 年目 100%、2・3 年目 75%軽減 ・先端設備等導入計画による課税標準額の軽減措置と併用可能	

問い合わせは、柏崎市産業振興部ものづくり振興課（21-2326）へ